

「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務企画提案競技実施要領

広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会

1. 事業目的

島根県と県内市町村では、県外からの入り込み観光客が最大である広島県において、島根の魅力を伝え、交流人口の拡大や観光客の誘致並びに移住の促進を図るため、県と市町村、関係団体が一体となって島根の情報発信を行ってきた。

各種媒体を活用した観光情報等の情報発信（以下「年間観光情報発信」という。）については、年間を通じた計画的な情報発信により、一定の成果をあげてきた。今後とも、島根県の最新の観光情勢やターゲットのニーズに沿って、テレビ番組、新聞広告、WEB、SNS等各種媒体を活用し、県内各地域が有する魅力的な観光資源に関する情報を効果的・戦略的に発信し、観光誘客や観光消費につなげていくことが必要である。

また、広島の冬の風物詩として定着している「しまねふるさとフェア」については、島根県内への観光誘客を図り、一定の成果をあげてきたところであるが、今後は、従来の観光誘客に加え、県産品の認知度及び地域ブランド力の向上を図ることを主な目的としてフェアを開催する。

以上のことから、令和8～10年度の「広島地区観光・物産情報発信事業」の企画運営業務委託に係る企画提案競技を実施する。

2. 業務内容

- (1) 業務名 「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (3) 業務内容 別添「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務委託仕様書のとおり

3. 参加資格

この企画競争に参加できる者は、次の要件をすべて満たしている者とする。

- ① 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- ② 広島県内に事業所を有し、かつ、広島県内において過去に類似の事業の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有する者であること。（コンソーシアムの場合は、構成員のうちの1法人以上）
- ③ コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- (エ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (オ) 広島県の区域内に事業所を有する者にあっては、広島県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (カ) 広島県の区域内に事業所を有しない者（コンソーシアム構成員）にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税の滞納がないこと。
- (キ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (ケ) 複数のコンソーシアム構成員となって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (コ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4. 参加方法・スケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1)募集期間	令和7年12月24日(水)～令和8年1月16日(金) ※企画運営業務委託仕様書は、島根県広島事務所（広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の「提出先及び問い合わせ先」で配布する。
(2)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式4）にて令和8年1月9日(金)午後5時までに持参またはメールにより提出すること。 ※質問にあたっては、質問の趣旨を明確にすること。 質問の趣旨が不明確な場合などは、質問書の再提出を求める場合がある。
(3)質疑の回答予定日	令和8年1月14日(水)
(4)質疑の回答方法	受け付けた質問を取りまとめ、島根県広島事務所のホームページに掲載して回答する。
(5)企画提案の参加表明書の提出	企画提案競技に参加する者は、参加表明書（様式1）及び誓約書（様式2）を令和8年1月16日(金)午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(6)参加資格通知予定日	令和8年1月20日(火)
(7)企画提案書提出期限	令和8年2月2日(月) ※下記「5. 企画提案書の作成、提出方法等」を確認の上、企画提案書を作成すること。

(8)審査会の日程	令和8年2月10日(火) ※島根県松江市内において開催する。 ※プレゼンテーションの時間、場所については、参加表明書提出者に別途通知する。
(9)審査方法	提案者ごとに企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問の時間を設定する。
(10)受託候補者の選定	令和8年2月中旬 ※決定後、事務局と打ち合わせの上、3月上旬～中旬に開催を予定している市町村等への説明会において事業の説明を行うこと
○提出先及び問い合わせ先	
広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会事務局 担当：大島 〒730-0011 広島市中区基町11-10 合人社広島紙屋町ビル1階 島根県広島事務所内 TEL:082 - 209 - 8775 FAX:082 - 209 - 8787	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書（様式3）により作成する。 用紙の大きさはA4版縦、横書き、左綴じとする。（図表等は必要に応じてA3版の折り込みも可とする）
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 計11部提出すること。 令和8年2月2日(月) 午後5時までに持参または郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く。）までとし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。
(3)その他の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 単年度分の見積書（内訳が分かるもの、押印不要）を1部提出すること。
(4)企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 ② 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。 ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。 ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり20,000円（消費税及び地方消費税を含む）を受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。ただし、受託者及び資格審査により参加資格がないとした者に対しては支給しない。 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。（ただし、事務

	<p>局が指示した場合はこの限りではない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。 ・審査の結果（不採択理由等）に関する問い合わせには応じない。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、審査の内容に最も適する企画提案書を提出した者を本業務の受託候補者として選定する。 ・審査の結果、適當と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	別紙「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務委託提案競技評価基準のとおり
(3) 提案者への採否通知	令和8年2月中旬に審査会に参加した提案者全員に文書により通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託料上限額	<p>令和8年度 37,700,000円 令和9年度 37,700,000円 令和10年度 37,700,000円</p> <p>※消費税及び地方消費税の額10%で計算した額である。 消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は金額に変更が生じる場合がある。 ※事前に事務局に協議の上、企業等からの協賛金や出展追加による料金収入を活用し、事業規模を拡大することができる。</p>
(2) 契約方法等	受託候補者と委託内容について協議の上、委託料上限額の範囲内で、年度毎に委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。なお、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で、事務局と受託候補者で協議の上、内容の一部を変更することができる。
(3) 委託料の支払	精算払とする。 ただし、業務上必要と認められる場合は、両者合意のもと、契約書に規定することにより単年度契約額の3割に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。
(4) 一括下請け及び再委託の禁止	受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。 ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ事務局の承認を得てその一部を再委託することができる。
(5) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を準用する。
(6) 著作権等	・本業務により生じた著作権（著作権法第21条から第28

	<p>条までに定める権利をいう。)は、受託者に帰属するものとする。ただし、実行委員会が本事業のPRを目的として著作物を二次利用する権利を保証すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の委託料には、著作権の対価を含むものとする。 ・実行委員会による著作物の二次利用について、受託者は次に掲げる事項をあらかじめ了承する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 受託者の名称を表示しない場合があること。 ② 公正な慣行に反しない範囲でやむを得ない改変を加える場合があること。
(7)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(8)契約書及び仕様書	別途作成、提示する。
(9)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の予算の一部は、令和8年度島根県一般会計予算として令和8年2月議会に提案予定であり、本予算が成立しない場合は本業務の執行は行わない。令和9年度及び令和10年度に係る予算が成立しない場合も同様とする。 ・本業務の受託により得られた情報等については、業務終了後においても守秘義務がある。 ・本業務の取組み状況や成果については、隨時公開する場合がある。 ・契約締結は、広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会総会において本事業計画が承認された後に行うものとする。（令和8年4月下旬を予定。）

「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務委託提案競技 評価基準

事業内容	配点		審査項目
1. 事業全般	40	10	・新規性・独自性があるか。
		10	・3カ年の計画的・発展的な事業展開となっている内容か。
		10	・費用対効果の観点から適正な見積額か。（予算の範囲内で最大限の効果を得られる内容か。）
		10	・実施運営体制が整っているか。（広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会事務局、市町村及び民間事業者等との連絡及び調整を含む。）
2. 年間情報発信 (各種媒体を利用した島根県の観光情報発信)	70	15	・山陽地域の在住者の特性を踏まえて情報発信の効果が期待できる内容（ターゲット、番組や放送時間帯、その他の媒体選定）となっているか。
		15	・実際に島根県への観光誘客及び観光消費に結びつく工夫がされているか。
		10	・島根県の最新の観光情勢、各地域の魅力的な観光資源に係る情報を積極的に収集し紹介する工夫がされているか。
		10	・年間を通じて、露出時期及び紹介地域に偏りが生じないよう、計画的な観光情報発信となっているか。
		10	・山陽地域在住者に対するデジタルメディアでの情報発信は訴求力の高い方法となっているか。
		5	・本業務の目的を達成するための独自の企画は効果的か。
		5	・島根県への移住に関する情報発信が含まれているか。
3. しまねふるさとフェア	70	15	・最新の物産情報や観光情勢を考慮して、ターゲット層（消費者や旅行者）のニーズに沿った企画内容となっているか。
		15	・魅力ある島根県の観光資源と食を一体的に紹介・宣伝し、県産品の認知度向上や地域ブランドの向上を図るための企画や会場構成等の工夫がされているか。
		15	・県産品（食品、伝統工芸品など）の販売、展示、体験を通じて、地域ブランドや観光情報、移住情報の発信により、来場者が島根県の魅力を感じられる内容となっているか。
		10	・実際にフェア後に島根県への観光誘客及び県産品の購買・消費に結びつく工夫がされているか。
		10	・フェア集客のための山陽地域在住者に対する広報宣伝物の制作やフェアの広報・告知にかかる情報発信は効果的か。
		5	・本業務の目的を達成するための独自の企画は効果的か。
4. 事業効果の測定及び検証	20	20	・本事業について客観的に測定、検証し、検証結果を次年度以降の計画に反映できる仕組みであるか。
合計	200		